

日本比較文学会賞選考委員会規約

本賞は、ICLA東京会議（1991年）を記念し、同会議実行委員会から基金500万円の贈与を受けて制定されたものである。

第1章 日本比較文学会賞の性格

第1条 日本比較文学会賞は、「日本比較文学会賞」と「日本比較文学会新人賞」よりなる。

第2条 「日本比較文学会賞」は、比較文学・比較文化に関する最優秀の研究書に贈呈される。受賞者は満50歳以下（受賞前年12月31日現在）で本賞未受賞の日本比較文学会会員とする。対象となる研究書は、当該年の前々年1月1日より、当該年の前年12月31日までに刊行された日本語による単著であることとする。

第3条 「日本比較文学会新人賞」は、当該年度刊行の学会誌『比較文学』に掲載された最優秀の論文に与えられる。受賞者は満35歳以下または大学院入学以来12年以内（受賞前年12月31日現在）の日本比較文学会会員とする。

第2章 日本比較文学会賞の選考と選考委員会

第4条（設置）

日本比較文学会賞の選考委員会は、「日本比較文学会賞」選考委員会と「日本比較文学会新人賞」選考委員会からなり、ともに会則第2章第4条および第5章第14条にもとづいて設置される常設委員会である。

第5条（構成）

1. 「日本比較文学会賞」選考委員会は、委員長1名、委員4名により構成される。
2. 「日本比較文学会新人賞」選考委員会は、学会誌編集委員の一部および全国より選出された委員若干名によって構成される。

第6条（選出）

1. 「日本比較文学会賞」選考委員会の委員長は、理事会によって選出される。委員長は、理事でなければならない。「日本比較文学会賞」選考委員会の委員は、委員長より理事会に提案され、理事会の承認を得る。
2. 「日本比較文学会新人賞」選考委員会の委員長は「日本比較文学会賞」選考委員会委員長がこれを兼ねる。「日本比較文学会新人賞」選考委員会の委員は、委員長より理事会に提案され、理事会の承認を得る。

第7条（任期）

「日本比較文学会賞」選考委員会および「日本比較文学会新人賞」選考委員会の委員長の任期は1年とする。

「日本比較文学会賞」選考委員会および「日本比較文学会新人賞」選考委員会の委員の任期は1年とし、重任をさまたげない。ただし在任期間が連続して2期2年を超えることはできない。

委員長が委員を継続すること、1期在任した委員が次期の委員長に指名されることはさまたげない。ただし、委員長と委員の任期を合算して2期2年を超えることはできない。

第8条 (実務委員)

「日本比較文学会賞」選考委員会の実務を担当するため、選考実務委員、若干名を置く。
選考実務委員の選出は、委員長が発議を経て、委員会がこれを決定し、理事会に報告する。

第3章 日本比較文学会賞の贈呈

第9条 受賞内容は、本会の機関誌に公表する。

第10条 日本比較文学会賞は、本会の全国大会の総会会場において、会長より贈呈される。

第11条 「日本比較文学会賞」の受賞者には、賞状および副賞が贈られる。「日本比較文学会新人賞」の受賞者には、賞状が贈られる。

第4章 会計と事務

第12条

1. 日本比較文学会賞基金は学会予算に組み込んで運用する。
2. 随時寄付金等を基金に加えることができる。

第13条 毎年1回、会計報告を行う。事務処理は委員長の責任により行う。

第5章 改廃

第14条 本規約の改廃は、本委員会の協議を経て、理事会によって決定され、総会に報告される。

付則

本規約は平成7年6月5日から施行する。
本規約は平成13年6月17日から施行する。
本規約は平成17年6月18日から施行する。
本規約は平成20年11月17日から施行する。
本規約は平成27年6月13日から施行する。
本規約は令和4年6月4日から施行する。

《選考細則》

第1条 委員会の招集と運営

委員会は、委員長が招集し、候補とされた研究書について審議を行い決定する。

第2条 審査報告と発表

審査報告は会報を通じて報告する。また、機関誌等に受賞研究書の内容を詳細に記載し本会の会員に公表する。

第3条 賞状と賞品

受賞者には本会の賞状と副賞が贈られる。副賞は5万円とする。また、別に記念品が贈呈されることもある。受賞者が複数人であっても同様とする。

第4条 表彰式

表彰式は大会の席上、総会に先立って行う。委員長の選考報告後、会長から賞状と賞品が贈呈される。

第5条 選考方法

1. 選考実務委員は、学会誌編集委員会などのデータを随時参照しつつ、候補となる要件を備えた研究書の情報を選考委員会に提供する。
2. 選考委員会委員長は、選考実務委員から提供された情報を参考としつつ、候補とすべき研究書のリストを選考委員会に提出する。選考委員会は、上記リストに基づいて審議を進める。
3. 選考委員会は、必要に応じて著者あるいは出版元に、対象書の献本を事務局を通じて依頼することができる。

第6条 改廃

本内規の改廃は理事会の議を経て決定し、総会に報告される。

附則

- 本細則は平成7年6月5日から施行する。
- 本細則は平成13年6月17日から施行する。
- 本細則は平成15年3月24日から施行する。
- 本細則は平成17年6月18日から施行する。
- 本細則は平成20年11月17日から施行する。
- 本細則は平成30年6月10日から施行する。
- 本細則は令和4年6月4日から施行する。